

令和7年7月7日

契 約 管 財 課

港区立御田小学校新築に伴う外構工事（Ⅰ期）における競争入札参加資格 指名停止期間中の相手方との契約について

港区立御田小学校新築に伴う外構工事（Ⅰ期）について、令和7年第2回港区議会定例会に工事請負契約の承認を求める議案を提出しましたが、その後、契約の相手方の社員が公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されました。

これを受け、港区は、競争入札参加資格を有している相手方について、港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づき、指名停止措置を行いました。

本来であれば、指名停止措置にある事業者とは契約を行うことはありませんが、施設の開設時期や工事現場の特殊性などから、特に必要があると認め、下記のとおり、契約の相手方とします。

記

1 契約件名

港区立御田小学校新築に伴う外構工事（Ⅰ期）

2 契約の相手方

中央区京橋一丁目6番11号

関東建設工業株式会社東京支店

3 指名停止措置の概要

（1）理由

報道によると、群馬県桐生市の本庁舎建設工事において、特定の企業の希望を反映した入札公告案を作成したなどとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬両県警は、関東建設工業株式会社の社員を含む4人を公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕しました。

逮捕された4人は共謀して令和4年6月以降、桐生市本庁舎の建設工事の入札を巡り、関東建設工業株式会社を代表とする共同企業体（JV）の意見や要望を反映した入札の公告案を作成するなどし、同JVに落札させて公正な入札を妨害した疑いが持たれています。

なお、社員が逮捕された事実については、区から直接、関東建設工業株式会社東京支店に確認しています。

（2）措置内容

港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱第2条（指名停止の基準等）

別表第2項 不正行為等（1）イ 適用

指名停止期間 令和7年6月20日～令和8年3月19日（9月）

4 指名停止期間中の相手方と特例で随意契約する理由

本工事は、既に進んでいる御田小学校新築工事に伴う外構工事（Ⅰ期）を発注するもので、敷地西側に、人工地盤１及び御田門境界部周辺のスロープ等の整備工事を行います。

この御田小学校の新築工事は、これまで３度入札不調となり、既に開設時期が遅れており、現在予定している工期内に確実に終える必要があります。

本工事は工事終盤に行う計画としていましたが、人工地盤１を既存校舎解体後に完成させることで、そのスペースを資材置き場等に活用でき、より安全かつ適切な施工が確保できるほか、新築工事終盤の錯綜・重複する工事車両等の台数軽減及び円滑な交通整理が可能となることで、近隣の方々の生活環境にも配慮でき、確実な工程管理及び安全対策が可能となります。

また、校舎の新築工事と本工事の施工業者が異なる場合、工事用地が重複することにより、発注者が確保すべき工事用地の確保が困難となるほか、現場事務所や交通誘導員を新たに手配するため、経費が発生します。

以上のことから、本事業者は現場の状況を熟知した上で、限られた工事用地の活用や工事費の削減を可能とし、円滑かつ的確に工事を完了させることができることから契約相手方とします。

5 本事案に対する区の対応経過

令和７年４月１０日 受注者の選定（関東建設工業株式会社東京支店との随意契約）

６月１８日 港区議会へ令和７年第２回港区議会定例会の工事請負契約の承認に係る議案として送付

６月１９日 関東建設工業株式会社社員が逮捕されたとの報道

６月２０日 区が事態を把握
関東建設工業株式会社東京支店への事実確認
競争入札参加資格の指名停止措置

６月２３日 関東建設工業株式会社東京支店へのヒアリング

７月４日 令和７年第２回港区議会定例会において議決（原案可決）

6 今後の対応

区は、ヒアリング時に、関東建設工業株式会社東京支店に対して、公共工事を受注することの責任の重さを十分に理解し、あらためて法令遵守を徹底するとともに、今後の再発防止策を講じること、また、御田小学校の工事は重要な局面に入っていることから現場に混乱が発生しないよう対応を徹底することの申し入れを行いました。

関東建設工業株式会社東京支店からは、社内コンプライアンスの強化と本事案に関する情報公開を徹底するとともに、受注している工事について混乱や遅延が発生しないよう現場管理をしていく旨の回答がありました。

今後は、施工状況を細やかに確認するなど、適正な契約の履行確保を徹底してまいります。

<問合せ先>

港区総務部契約管財課契約係

電話 03-3578-2111 内線 2140～2143・2134・2137・2298